

●スポーツ施設

1 ヤマト市民体育館前橋（市民体育館）

区 分			9時	12時	15時	18時	時間外 (1時間)	照明料 (30分)		
			～12時	～15時	～18時	～21時		全灯	半灯	
占有利用	主競技場	全面	8,280	8,280	8,280	8,280	2,760	520	260	
		半面	4,140	4,140	4,140	4,140	1,380	260	130	
	副競技場	全面	4,260	4,260	4,260	4,260	1,420	240	120	
		半面	2,130	2,130	2,130	2,130	710	120	60	
	柔道場	全面	2,250	2,250	2,250	2,250	750	60	30	
	剣道場	全面	2,250	2,250	2,250	2,250	750	60	30	
	弓道場	全面	1,920	1,920	1,920	1,920	640	50	—	
	会議室	第1会議室	240	240	240	240	80	/		
		第2会議室	810	810	810	810	270			
		第3会議室	810	810	810	810	270			
トレーニング室	810	810	810	810	270					
放送設備	一式	480	480	480	480	160				
個人利用	主競技場	一般								
	副競技場		300	300	300	300	—			
	柔道場	中学生以下								
	剣道場		100	100	100	100	—			
	弓道場									
トレーニング室	一般	1人1回につき300円								
トレーニング走路	中学生以下	1人1回につき100円								
各種器具	1組	1回につき310円								
コインロッカー	1個	1回につき20円								

2 大渡体育館

区 分			9時	12時	15時	18時	時間外 (1時間)	照明料 (30分)
			～12時	～15時	～18時	～21時		
占有利用	全面		1,540	1,540	1,540	1,540	510	150
	半面		770	770	770	770	250	70
個人利用	一般		100	100	100	100	—	/
	中学生以下		50	50	50	50	—	

3 日吉体育館

区 分			9時	12時	15時	18時	時間外 (1時間)	照明料 (30分)
			～12時	～15時	～18時	～21時		
占有利用	全面		2,020	2,020	2,020	2,020	670	140
	半面		1,010	1,010	1,010	1,010	330	70
個人利用	一般		100	100	100	100	—	/
	中学生以下		50	50	50	50	—	

4 大胡体育館

区 分		9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	18時 ～21時	時間外 (1時間)	照明料 (30分)
占有利用	全面	1,200	1,200	1,200	1,200	400	150
	半面	600	600	600	600	200	70
個人利用	一般	100	100	100	100	—	
	中学生以下	50	50	50	50	—	

5 宮城体育館

区 分			9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～17時	17時 ～19時	19時 ～21時	時間外 (1時間)	照明料 (30分)			
									全灯	半灯		
占有利用	アリーナ	全面	2,940	2,940	1,960	1,960	1,960	980	410	200		
		半面	1,470	1,470	980	980	980	490	200	100		
	卓球場		810	810	540	540	540	270				
	トレーニング室		810	810	540	540	540	270				
	多目的室1		240	240	160	160	160	80				
	多目的室2		240	240	160	160	160	80				
	会議室		240	240	160	160	160	80				
個人利用	アリーナ	一般	300	300	200	200	200	—				
		中学生以下	100	100	100	100	100	—				
	卓球場	一般	100	100	100	100	100	—				
		中学生以下	50	50	50	50	50	—				
	トレーニング室	一般	1人1回につき100円									
	トレーニング走路	中学生以下	1人1回につき50円									

6 市民プール

区 分		使用料
占有利用	50mプール	1時間につき2,160円
放送設備	一式	1時間につき140円
個人利用	一般	1人1回につき200円
	中学生以下	1人1回につき50円
コインロッカー	1個	1回につき20円

7 大渡温水プール・トレーニングセンター

区 分		使用料	
占有利用	25mプール	1時間につき5,400円	
放送設備	一式	1時間につき190円	
個人利用	プール	一般	1人1回につき300円
		中学生以下	1人1回につき100円
	トレーニング施設	一般	1人1回につき300円
		中学生以下	1人1回につき100円
コインロッカー	1個	1回につき20円	
競泳用自動計測装置	一式	1回につき3,240円	

8 六供温水プール

区 分		使用料
占有利用		1時間につき5,400円
個人利用	一般	1人1回につき300円
	中学生以下	1人1回につき100円
コインロッカー	1個	1回につき20円

9 宮城プール

区 分		使用料
占有利用		1時間につき2,160円
個人利用	一般	1人1回につき200円
	中学生以下	1人1回につき50円

10 三俣テニスコート

区 分		6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	18時 ～21時	時間外 (1時間)	照明料 (1時間)
占有利用	1面	700	700	700	700	700	230	410
放送設備	一式	480	480	480	480	480	160	
クラブハウス	一式	960	960	960	960	960	320	

11 宮城総合運動場

区 分		6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	18時 ～21時	時間外 (1時間)	照明料		
多目的広場	占有利用	全面	2,940	2,940	2,940	2,940	2,940	980	A面 30分全灯	1,130
		半面	1,470	1,470	1,470	1,470	1,470	490	A面 30分半灯	560
陸上競技場	占有利用	全面	1,470	1,470	1,470	1,470	1,470	490	30分全灯	1,080
									30分半灯	510
	個人利用	一般	1人1回につき100円							
		中学生以下	1人1回につき50円							
テニスコート	占有利用	1面	780	780	780	780	780	260	1時間	100
マレット ゴルフ場	個人利用		1人1回につき200円							
	道具	一式	1日につき100円							
補助グラウンド	占有利用		330	330	330	330	—	110		

12 粕川総合グラウンド

区 分		6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	18時 ～21時	時間外 (1時間)	照明料		
テニスコート	占有利用	1面	690	690	690	690	230	1時間	100	
運動場	占有利用		1,020	1,020	1,020	1,020	1,020	340	30分全灯	920
									30分半灯	460

13 富士見総合グラウンド

区 分		6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	時間外 (1時間)		
陸上競技場	占有利用	全面	2,050	2,050	2,050	2,050	680	
野球場		1面	1,020	1,020	1,020	1,020	340	
サッカー場		全面	2,050	2,050	2,050	2,050	680	

1 4 王山運動場

区 分		6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	時間外 (1時間)	照明料 (30分)		
陸上競技場	占有利用	1,620	1,620	1,620	1,620	540	200		
	個人利用	一般	1人1回につき300円						
		中学生以下	1人1回につき100円						
	放送設備	一式	480	480	480	480		160	
	年間練習	高校生以上	1人	年額1,610円					
		高校生団体	1団体	年額1,610円					
		中学生以下	1人	年額800円					
中学生以下団体		1団体	年額800円						
テニスコート	占有利用	1面	700	700	700	700	230		
	放送設備	一式	480	480	480	480	160		

1 5 前橋フットボールセンター（下増田運動場）

区 分		6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	18時 ～21時	時間外 (1時間)	照明料 (30分)
占有利用	天然芝サッカー	1面	15,000	15,000	15,000	15,000	—	190
	人工芝サッカー	1面	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
	野球場	1,020	1,020	1,020	1,020	—	340	
放送設備	一式	480	480	480	480	480	160	
クラブハウス	多目的室	全面	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380	460
		半面	690	690	690	690	690	230
	会議室	240	240	240	240	240	80	
	ロッカー室A・B	600	600	600	600	600	200	

1 6 北部運動場

区 分		6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	18時 ～21時	時間外 (1時間)	照明料 (30分)
占有利用	全面	4,140	4,140	4,140	4,140	4,140	1,380	B面全灯 1,180
	1面	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020	340	
放送設備	一式	480	480	480	480	480	160	
クラブハウス	一式	960	960	960	960	960	320	

1 7 清里方面運動場

区 分		6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	18時 ～21時	時間外 (1時間)	照明料 (30分)
占有利用	全面	1,540	1,540	1,540	1,540	—	510	A面全灯 1,180
	A面	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020	340	
	B面	510	510	510	510	—	170	
	C面	510	510	510	510	—	170	

1 8 粕川西部運動場

区 分		6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	時間外 (1時間)
占有利用		1,020	1,020	1,020	1,020	340

19 桃ノ木川グラウンド

区 分		6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	18時 ～21時	時間外 (1時間)	照明料 (30分)
占有利用	1面	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020	340	A面全灯 1,740

20 千本桜野球場

区 分		6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	時間外 (1時間)
占有利用		600	600	600	600	200

備考 (スポーツ施設)

- 1 占有利用において、区分する時間を超えて利用したときは、その超過した時間（1時間に満たない場合は、1時間とする。）に応じ、時間外の使用料を徴収する。
- 2 スポーツ施設を現に利用する時間が、当該区分の時間に満たない場合であっても、使用料は当該区分に掲げる額とする。
- 3 利用者が入場料等（入場料、会費、賛助金、寄附金等その名目のいかんにかかわらずスポーツ施設に入場する者から利用者が徴収する金銭又は利用者が発行する入場券をいう。）を徴収する場合は、この表に定める使用料の2倍の額の使用料を徴収する。
- 4 営利又は宣伝を目的として利用する場合は、この表に定める使用料の10倍の額の使用料を徴収する。
- 5 前橋市王山運動場の陸上競技場の年間練習については、許可を受けた日の属する年度において、当該施設が占有利用されていない場合に個人利用できるものとする。
- 6 前橋市下増田運動場の天然芝サッカー場、人工芝サッカー場及び野球場の占有利用において、高校生以下の者を対象とした競技会その他これに類する催しのために利用する場合又は高校生以下の者が利用する場合は、この表の15の項に定める使用料の2分の1の額の使用料を徴収する。

●公園施設

1-1 前橋総合運動公園 テニスコート

区 分		6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	18時 ～21時	時間外 (1時間)	照明料 (1時間)
占有利用	一般	1面	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160	720
	高校生以下	1面	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	360
個人利用	一般	1人	370	370	370	370	—	—
	中学生以下	1人	180	180	180	180	—	—

1-2 前橋総合運動公園 市民球場

区 分		6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	18時 ～21時	時間外 (1時間)	照明料 (30分)	
占有利用	入場料 徴収する	職業野球	全日 172,800円					2,570	
		一般	9,720	9,720	9,720	9,720	9,720		3,240
		高校生以下	4,850	4,850	4,850	4,850	4,850		1,620
	入場料 徴収しない	一般	3,240	3,240	3,240	3,240	3,240		1,080
		高校生以下	1,610	1,610	1,610	1,610	1,610		540

1-3 前橋総合運動公園 陸上競技・サッカー場

区 分		6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	時間外 (1時間)	
陸上競技 利用	占有利用	一般	3,080	3,080	3,080	3,080	1,030
		高校生以下	1,540	1,540	1,540	1,540	510
	個人利用	一般	1人1回につき300円				
		中学生以下	1人1回につき100円				
	年間利用	一般	1人につき年額6,170円				
		高校生以下	1人につき年額3,080円				
サッカー 利用	占有利用	一般	10,080	10,080	10,080	10,080	3,360
		高校生以下	5,040	5,040	5,040	5,040	1,680
競技用器具	1式	一般	1日につき5,140円				
		高校生以下	1日につき2,570円				
	1点	一般	1日につき130円				
		高校生以下	1日につき60円				
放送設備		一般	530	530	530	530	180
		高校生以下	260	260	260	260	90
クラブハウス	占有利用	一般	5,000	5,000	5,000	5,000	1,670
		高校生以下	2,500	2,500	2,500	2,500	830
	温水 シャワー	一般	1日につき2,550円				
		高校生以下	1日につき1,270円				

1-4 前橋総合運動公園 コミュニティプール

区 分	使用料	
占有利用	1時間につき5,400円	
個人利用	一般	1人1回につき300円
	中学生以下	1人1回につき100円
コインロッカー	1個	1回につき20円

1-5 前橋総合運動公園 健康運動指導室

区 分		10時 ～12時	12時 ～14時	14時 ～16時	16時 ～18時	18時 ～20時	時間外 (1時間)	照明料 (1時間)
占有利用	一般	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	540	100
	中学生以下	540	540	540	540	540	270	
個人利用	一般	100	100	100	100	100	—	
	中学生以下	50	50	50	50	50	—	

備考（前橋総合運動公園）

- 占有利用において、区分する時間を超えて利用したときは、その超過した時間（1時間に満たない場合は、1時間とする。）に応じ、時間外の使用料を徴収する。
- 有料公園施設を現に利用する時間が、当該区分の時間に満たない場合であっても、使用料は当該区分に掲げる額とする。
- 利用者が入場料等（入場料、会費、賛助金、寄附金等その名目のいかんにかかわらず有料公園施設に入場する者から利用者が徴収する金銭又は利用者が発行する入場券をいう。）を徴収する場合は、この表に定める使用料の2倍の額（前橋総合運動公園市民球場にあつては、入場料を徴収する場合として使用料の欄に掲げる額）の使用料を徴収する。
- 営利又は宣伝を目的として有料公園施設を利用する場合（前橋総合運動公園市民球場を野球の営利又は宣伝を目的として利用する場合を除く。）は、この表に定める使用料の10倍の額の使用料を徴収する。
- 前橋総合運動公園陸上競技・サッカー場の陸上競技利用の年間利用については、許可を受けた日の属する年度において、当該施設が占有利用されていない場合に個人利用できるものとする。
- 前橋総合運動公園陸上競技・サッカー場のサッカー利用の占有利用は、サッカーその他の競技で、フィールドの芝生部分を利用する場合に適用する。

2-1 大胡総合運動公園 野球場

区 分	6時	9時	12時	15時	18時	時間外 (1時間)	照明料(30分)	
	～9時	～12時	～15時	～18時	～21時		全灯	半灯
占有利用	2,040	2,040	2,040	2,040	2,040	680	1,590	770

2-2 大胡総合運動公園 陸上競技・サッカー場

区 分		6時	9時	12時	15時	18時	時間外 (1時間)	照明料(30分)		
		～9時	～12時	～15時	～18時	～21時		全灯	半灯	
陸上競技 利用	占有利用	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	510	1,640	820	
	個人利用	一般	1人1回につき100円							
		中学生以下	1人1回につき50円							
サッカー 利用	占有利用	一般	5,550	5,550	5,550	5,550	5,550	1,850	1,640	820
		高校生以下	2,770	2,770	2,770	2,770	2,770	920		

2-3 大胡総合運動公園 弓道場

区 分		9時	12時	15時	18時	時間外 (1時間)	照明料 (30分)
		～12時	～15時	～18時	～21時		
占有利用		930	930	930	930	310	50
個人利用	一般	100	100	100	100	—	
	中学生以下	50	50	50	50	—	

2-4 大胡総合運動公園 テニスコート

区 分		6時	9時	12時	15時	18時	時間外 (1時間)	照明料 (1時間)
		～9時	～12時	～15時	～18時	～21時		
占有利用	1面	420	420	420	420	420	140	100

備考（大胡総合運動公園）

- 占有利用において、区分する時間を超えて利用したときは、その超過した時間（1時間に満たない場合は、1時間とする。）に応じ、時間外の使用料を徴収する。
- 有料公園施設を現に利用する時間が、当該区分の時間に満たない場合であっても、使用料は当該区分に掲げる額とする。
- 利用者が入場料等（入場料、会費、賛助金、寄附金等その名目のいかんにかかわらず有料公園施設に入場する者から利用者が徴収する金銭又は利用者が発行する入場券をいう。）を徴収する場合は、この表に定める使用料の2倍の額の使用料を徴収する。
- 営利又は宣伝を目的として有料公園施設を利用する場合は、この表に定める使用料の10倍の額の使用料を徴収する。
- 大胡総合運動公園陸上競技・サッカー場のサッカー利用の占有利用は、サッカーその他の競技で、フィールドの芝生部分を利用する場合に適用する。

3 中央緑地
使用料：無料

4 敷島緑地
使用料：無料
照明料：30分610円（ラグビー場のみ）

5 大渡緑地
使用料：無料

6 田口緑地
使用料：無料
※利用は、原則、市内在住団体に限る。

7 岩神緑地
使用料：無料

●その他の施設

1 旧前橋東商業高校
使用料：無料
照明料：1時間全面410円、半面200円（体育館のみ）
※利用は、原則、市内在住団体に限る。